

鯖江市重度障害者（児）医療費の助成に関する条例

昭和48年6月21日

条例第15号

（目的）

第1条 この条例は、重度障害者（児）に医療費の一部を助成することにより適正な医療を給付し、健康保持を図り、重度障害者（児）の福祉増進に資することを目的とする。

（対象者）

第2条 この条例による医療費の助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、本市の区域内に住所を有する者（病院、障害者支援施設その他規則で定める施設（以下「施設等」という。）に入院、入所または入居（以下「入所等」という。）したことにより、当該施設等の所在する場所に住所を変更したと認められる者であつて、本市以外の市町村から当該施設等に入所等する際に本市の区域内に住所を変更したと認められるものを除く。）であつて、規則で定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）に規定する被保険者、加入者、組合員または被扶養者（社会保険各法の規定により継続給付を受けている者を含む。）のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級、2級または3級に該当する者
- (2) 福井県知的障害者療育手帳交付要綱（昭和49年2月25日付婦第304号）に基づき療育手帳（以下「療育手帳」という。）の交付を受け、鯖江市重症心身障害児（者）福祉手当条例施行規則（昭和44年鯖江市規則第29号）別表第1重症心身障害児（者）福祉手当認定基準第2項に該当する者
- (3) 療育手帳の交付を受け、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所または知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において、知能指数が50以下と判定された者
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める1級または2級に該当する者であつて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため

の法律（平成17年法律第123号）第54条第3項に基づく自立支援医療受給者証（精神通院医療）の交付を受けた者

（住所地特例）

第2条の2 施設等に入所等をしたことにより、当該施設等の所在する場所に住所を変更したと認められる者であつて、当該施設等に入所等する際に本市の区域内に住所を有していたと認められるもの（本市以外の市町村に所在する施設等に入所等した者に限る。）は、前条に規定する本市の区域内に住所を有する者とみなす。ただし、継続して二以上の施設等に入所等をしている者にあつては、最初の入所等の前に本市に住所を有していたと認められる場合に限り前条に規定する本市の区域内に住所を有する者とみなす。

（助成）

第3条 市長は、対象者が社会保険各法による療養の給付、医療の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、老人訪問看護療養費、家族療養費もしくは家族訪問看護療養費の給付または支給を受けたときは、社会保険各法により当該対象者が負担すべき費用ならびに入院時食事療養および入院時生活療養に係る標準負担額（以下「負担費用」という。）に相当する額を助成する。ただし、児童福祉法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等に入所または入院した者が、当該指定障害児入所施設等において受ける医療については、療養または医療の給付を受けた場合において負担すべき自己負担金に限るものとし、第2条第4号に該当する者にあつては、医療機関等へ入院しないで行われる医療を受ける場合に必要な費用の額の負担に限るものとする。

2 社会保険各法に基づく規約または定款により附加給付を受ける定めがある場合は、前項の規定により助成する金額から当該附加金の額を控除するものとする。

3 第1項の助成は、社会保険各法で定める病院、診療所、薬局その他医療を取り扱うもの（以下「医療機関等」という。）において医療を受けた場合に行うものとする。

（助成の制限）

第4条 前条に規定する負担費用の助成は、対象者または対象者の配偶者および扶養義務者の所得が規則で定める額を超えるときは、これを行わないものとする。

（医療費受給資格の登録）

第5条 この条例による医療費の助成を受けようとする者は、あらかじめ規則で定めるところにより市長に申請して重度障害者（児）医療費受給資格の登録を受けなければならない。

(受給資格証の交付)

第6条 市長は、前条の規定による登録をしたときは、規則で定める受給資格証を交付するものとする。

(受給資格証の提示)

第7条 第5条の規定により登録を受けた者（以下「受給資格者」という。）は、医療を受ける際、医療機関等に受給資格証を提示するものとする。

(助成の申請)

第8条 受給資格者が、この条例に基づく助成を受けようとするときは、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。この場合において、当該受給資格者の死亡等により、受給資格者が申請することができないときは、当該世帯主または市長が定める者が申請するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、福井県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）が、医療機関等からの報告に基づき、助成の対象となる受給資格者の氏名および医療費の額等について集計し、これを市長に報告したときは、前項の申請があつたものとみなす。

(助成の決定等)

第9条 市長は、前条の申請があつた場合その内容を審査し、当該申請に係る助成を決定し、規則で定める通知書により当該申請者に通知するものとする。

(助成の方法)

第10条 市長は、第8条に基づき申請があつた日から2月以内に、前条の規定により決定した助成する金額を申請者に支給するものとする。この場合において、当該申請者の死亡等により申請者に支給することができないときは、当該世帯の世帯主または市長が定める者に支給するものとする。

(届出義務)

第11条 受給資格者は、受給資格者の氏名、住所その他規則で定める事項について変更があつたときは、規則で定めるところにより、速やかに市長に届出なければならない。

(譲渡または担保の禁止)

第12条 医療費の助成を受ける権利は、他に譲渡し、または担保に供してはならない。

(助成費の返還)

第13条 市長は、偽りその他の不正行為により、この条例による助成を受けた者がある

ときは、その者から既に助成した金額の全部または一部を返還させることができる。

2 市長は、第3条の規定により助成すべき額を超えて助成を受けた者があるときは、その者からその超える額に相当する額を返還させることができる。

(手数料の支払)

第14条 市長は、医療機関等が重度障害者（児）医療費の領収証明を行つた場合、当該医療機関等に手数料を支払うことができる。

2 市長は、医療機関等が第8条第2項に規定する国保連への報告を行つた場合、当該医療機関等に手数料を支払うことができる。

3 市長は、第8条第2項に規定する国保連からの報告に対し、国保連に手数料を支払うことができる。

4 前3項の手数料については、規則で定める。

(委任)

第15条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和48年7月1日から施行する。

附 則（昭和53年条例第10号）

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

ただし、改正前の鯖江市重度心身障害者（児）医療費の助成に関する条例第2条第2号および第3号の規定の適用を受けていた者は、なお当分の間従前の例による。

附 則（昭和58年条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年条例第25号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和59年10月1日以後の診療に係る医療費の助成について適用する。

附 則（平成5年条例第3号）

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年条例第25号）

1 この条例は、平成7年1月1日から施行する。

- 2 この条例による改正後の鯖江市重度心身障害者（児）医療費の助成に関する条例の規定は、平成6年10月1日以後の診療に係る医療費の助成について適用し、同日前の診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成7年条例第22号）

- 1 この条例は、平成8年1月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に国民健康保険法第116条の2に規定する施設への入所措置が採られている者については、なお従前の例による。

附 則（平成8年条例第19号）

- 1 この条例は、平成9年1月1日から施行する。
- 2 改正後の鯖江市重度心身障害者（児）医療費の助成に関する条例の規定は、平成9年1月1日以後の診療に係る医療費の助成について適用し、同日前の診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成11年条例第5号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第8号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第6号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 3 第2条の規定による改正後の鯖江市重度心身障害者（児）医療費の助成に関する条例の規定は、平成17年8月1日以後の診療に係る医療費の助成について適用し、同日前の診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成18年条例第28号）

この条例は、平成18年10月1日から施行し、平成18年10月1日以後の診療に係る医療費の助成について適用する。

附 則（平成18年条例第39号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の鯖江市重度障害者(児)医療費の助成に関する条例の規定は、平成18年10月1日以後の診療に係る医療費の助成について適用し、同日前の診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成19年条例第27号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の鯖江市重度障害者(児)医療費の助成に関する条例(以下「旧条例」という。)第6条に規定する受給資格証の交付を受けている者であつて、施行の日(以下「施行日」という。)前に福井県以外の区域から本市の区域内の施設等に住所を変更したと認められる者については、改正後の鯖江市重度障害者(児)医療費の助成に関する条例(以下「新条例」という。)第2条の対象者とみなす。
- 3 この施行の際現に旧条例第6条に規定する受給資格証の交付を受けている者であつて、施行日前に施設等に住所を変更したと認められる者については、当該受給資格証の有効期間内においては、新条例第2条の対象者とみなす。ただし、第5条に規定する医療費受給資格登録に変更があつた場合はこの限りでない。

附 則 (平成24年条例第5号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年条例第17号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。